

市民無料法律相談(4月分)

オンラインでの予約が可能になります  
(8~12ページ参照)。

祝日、休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353, 1356

※**予**相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から電話受付

受付時間が9:00からになりましたので注意してください。

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼**弁護士**※**予**(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼**司法書士**※**予**(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼**司法書士**※**予**(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼**税理士**※**予**(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼**行政書士**※**予**(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼**宅地建物取引士**※**予**

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼**行政相談委員** **予**前日までに

第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

ご存じですか 固定資産税都市計画税(転居したとき)

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。市外に転出していても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税対象となります。

ただし、海外への転勤などで家族全員が国外に転出している場合には、あらかじめ納税管理人(納税義務者本人に代わり、書類の受領や提出、税金の納付、還付金の受け取りなどの納税に関する一切の手続きを行う人)を選定し、課税課資産税担当まで申告してください。帰国により納税義務者本人が納税可能になった場合は、すみやかに納税管理人の取り消しを申告してください。

納税管理人の選定がないと、納税通知書は海外まで送達することができないため、やむをえず公示送達(市役所の掲示場に一定期間公示することで、書類が送達されたものとみなされる制度)を行うことがあります。納税管理人は必ず選定するようにしてください。  
**問** 課税課資産税担当  
TEL 06・6992・1474

後期高齢者医療保険料の仮徴収

4月から令和4年度後期高齢者医療

後期高齢者医療健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査を実施しています。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にて送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付します)。

受診券がお手元に届きましたら、大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中(令和5年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

保険料の仮徴収が始まります。現在、特別徴収(年金から天引き)により保険料を納付している人は、2月の保険料と同じ額がそれぞれ4月・6月・8月に年金から仮徴収として特別徴収します。

また、4月から新たに特別徴収(年金から天引き)に変更となる人は、前年度の2カ月分に相当する保険料額がそれぞれ4月・6月・8月に年金から仮徴収として特別徴収します。

仮徴収の該当者には、後期高齢者医療仮徴収額決定通知書を送付します。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる人は特別徴収になりません。

▽年金受給額が年額18万円未満であること  
▽介護保険料が特別徴収されていないこと  
▽介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

なお、令和4年度の後期高齢者医療の保険料額は7月に決定するため、10月・12月および令和5年2月の徴収額については、仮徴収した保険料と調整した上で、改めて通知します。

**問** 保険課  
TEL 06・6992・1545

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金

ただし、次に該当する人は、健康診査の対象外となります。

▽病院または診療所に6カ月以上継続して入院中  
▽特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している

**注** 退院・退所など、事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、問い合わせください。

事前に必ず受診希望の医療機関に実施状況を含めて問い合わせください。人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。

**問** 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課  
TEL 06・4790・2031

が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

**問** 保険課  
TEL 06・6992・1545

後期高齢者医療制度の人間ドック受診費用助成

後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合、2万6千円を上限に、受診費用を助成します(年度内1回)。

**対** 4月1日〜翌年3月31日に人間ドックを受診した人

**持** 被保険者証、振込先の口座情報がわかるもの、領収書、検査結果通知書一式(コピー可)

**場**・**問** 保険課  
TEL 06・6992・1545

**問** 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課  
TEL 06・4790・2031

後期高齢者医療歯科健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科健診を実施しています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」を送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付します)。

大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(令和5年3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

ただし、次に該当する人は、歯科健診の対象外となります。

放置自転車の引き取りを  
自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

**【2月撤去分】**  
保管期間 移送の告示日から1カ月  
処分日 4月9日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

**TEL** 06・6902・2340  
**返還時間** 毎日午前10時〜午後7時  
(ただし、年末年始の12月29日〜1月3日を除く)

**持** 住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

**注** 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

**問** 都市交通計画課  
TEL 06・6992・1694



▽特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している

**注** 事前に必ず受診希望の歯科医院に実施状況を含めて問い合わせください。

**問** 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課  
TEL 06・4790・2031

納付はお済みですか

保険料を滞納している人へ

現在、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を納期限までに納付している人との公平性・公正性を保つため、法令に基づき差押処分をより一層強化しています。早めに相談してください。

**問** 保険収納課  
TEL 06・6992・1537、1538